

## 市町村の合併の特例等に関する法律

(平成一六年五月二六日法律第五九号)

### 一、提案理由(平成一六年四月一三日・衆議院総務委員会)

麻生国務大臣 御存じのように、十二時五十分から参議院の総務委員会が開かれますので、かなり早目に申し上げますので、あらかじめお断りを申し上げておきます。

ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び市町村の合併の特例等に関する法律案の提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、市町村の合併の特例等に関する法律案の提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を講じ、自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、もって合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにすることを目的とするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、議会の議員の定数に関する特例、一部事務組合等に関する特例及び地方税に関する特例等、市町村の合併に際し、所要の特例措置を講ずることとしております。

第二に、市町村の合併に際し、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後の一定期間、一または二以上の合併関係市町村の区域を単位として合併特例区を設けることができることとしております。

第三に、総務大臣の定める基本指針に基づき、都道府県が自主的な市町村の合併の推進に関する構想を定めるものとし、市町村合併調整委員による合併協議会に係るあっせん及び調停、都道府県知事による市町村の合併に関する協議の推進に関する勧告等の規定を設けることとしております。

第四に、この法律は平成十七年四月一日から施行するものとし、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失うものとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

### 二、衆議院総務委員長報告(平成一六年四月二七日)

佐田玄一郎君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、各案の要旨について申し上げます。

……………(略)……………

また、市町村の合併の特例等に関する法律案は、合併の障害除去のための特例措置等

を講ずるものであります。

以上の三案は、去る三月二十三日日本委員会に付託され、四月十三日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十日、二十二日及び本日質疑を行い、これを終局いたしました。

次いで、市町村の合併の特例等に関する法律案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三会派共同により、市となるべき要件の特例に係る修正案が提出されました。

次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、地方自治法の一部を改正する法律案及び市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し、市町村の合併の特例等に関する法律案は賛成多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、三案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

委員会修正の提案理由（平成一六年四月二七日）

滝委員 私は、提出者を代表いたしまして、ただいま議題となりました修正案につきまして、その提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、町村が合併して市となるための要件は、平成十五年の市町村合併特例法の改正により、平成十七年三月三十一日までは、人口三万以上を有することのみとする特例措置が講じられているところでありますが、現在審査中の市町村の合併の特例等に関する法律案におきましては、このような特例措置は設けられていないため、平成十七年四月以降は、地方自治法の規定が適用されることとなります。

しかしながら、現在、多数の町村が合併協議会等に参加しており、また、多くの関係町村からも特例措置の存続を望む声があるところであります。

以上のことから、市町村合併の一層の促進を図るため、平成十七年四月以降の新法のもとにおいても、現在と同様の特例措置を設けることとする修正案を提出した次第であります。

次に、その内容について申し上げます。

本修正案は、町村の合併が行われる場合、地方自治法の規定にかかわらず、合併後の普通地方公共団体が市となるべき要件を、人口三万以上を有することのみとするものであります。

以上が、本修正案の趣旨及び内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

附帯決議（平成一六年四月二七日）

（地方自治法の一部を改正する法律（平一六法五七）の附帯決議と一括して掲載）

三、参議院総務委員長報告（平成一六年五月一九日）

景山俊太郎君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会におけ

る審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

最後に、市町村の合併の特例等に関する法律案は、市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置を講ずるほか、市町村の合併後の一定期間、合併特例区を設けることができることとするとともに、都道府県による自主的な市町村の合併の推進に関する構想の策定等所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、町村の合併が行われる場合、合併後の普通地方公共団体が市となるべき要件を、人口三万以上を有することとする修正が行われております。

委員会におきましては、政府の趣旨説明及び市町村の合併の特例等に関する法律案について衆議院における修正の趣旨説明を聴取した後、以上三法律案を一括して議題とし、市町村合併を推進する目的、合併特例区制度等創設の趣旨、総務大臣が策定する基本指針の性格及び内容、議員の定数等の在り方、道州制導入の必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して八田ひろ子委員、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、それぞれ三法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し七項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告を申し上げます。

附帯決議（平成一六年五月一八日）

（地方自治法の一部を改正する法律（平一六法五七）の附帯決議と一括して掲載）